

外国送金受付時のお客さまへのお願い

各金融機関に対して、マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金調達の防止に向け、お客さまより仕向送金、被仕向送金をお受けする際には、厳格な確認をする義務が課されています。

お客さまには、以下の点についてのヒアリングおよび書類の提示につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お伺いした内容や、提示していただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

また、当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させて頂いた内容によっては、お手続きをお断りさせて頂くことがありますので、ご了承ください。

敬 具

	仕向送金	被仕向送金
ヒアリング内容	<p>[ご依頼人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ ご職業・ 事業内容・ 取引目的・ お受取人とのご関係等・ 送金資金の原資・ 今後のご送金予定 <p>[お受取人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生年月日、国籍等	<p>[お受取人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ ご職業・ 事業内容・ 取引目的・ ご送金人とのご関係等・ 今後のお受取り予定 <p>[ご送金人に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生年月日、国籍等
書類提示 (エビデンス)	<ul style="list-style-type: none">・ 本人確認書類 免許証、個人番号カード、健康保険証、印鑑登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、登記事項証明書(法人) 等・ 送金資金の原資について証明する書類 他行通帳、預金計算書、給与明細、所得証明、決算書、領収書 等・ 送金目的および受取人との関係を確認できる書類 売買契約書(Sales contract)、請求書・納品書・送り状(Invoice)、船荷証券(Bill of lading)、航空貨物受取証(Air waybill)、原産地証明書、輸入許可証、金銭消費貸借契約書、賃貸契約書、贈与に関する書類、留学先の授業料等の明細、相手方(法人)の実質的支配者の住所・氏名・生年月日等が記載されたもの、相手方の事業内容がわかるもの(会社案内等) 等 <p>(ご提示いただく書類については、個別にご相談ください。)</p>	

※必要に応じて、ヒアリング内容やご提示いただく書類を追加する場合がございます。



西尾信用金庫

THE NISHIO SHINKIN BANK

問い合わせ先

国際業務課：0563-56-7204

(平成30年 9月)